

暗号資産F X取引約款

第1条（本約款の適用）

- 1 この約款（以下「本約款」といいます。）は、GMOコイン株式会社（以下「当社」といいます。）が「暗号資産F X」の名称で提供するサービスに関してお客様との間で行う暗号資産F X取引（以下「本取引」といいます。）に適用されるものとします。なお、取引所（レバレッジ）サービスに関しては、取引所サービス約款が適用され、本約款は適用されません。
- 2 本約款に定めのない事項については、「GMOコインサービス基本約款」の定めに従うものとします。

第2条（定義）

- 1 「暗号資産F X取引」とは、当社とお客様との間で成立する暗号資産デリバティブ取引をいいます。
- 2 「カバー取引」とは、当社が保有する本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該取引と取引対象の銘柄等が同じ取引を、当社が第三者を相手方として行うことをいいます。
- 3 「カバー取引先」とは、カバー取引の相手方をいいます。
- 4 「建玉」とは、暗号資産F X取引における新規注文の約定によって生じる権利義務等をお客様が保有する状態をいいます。
- 5 「証拠金」とは、暗号資産F X取引における本取引の契約義務の履行を確保するために、お客様が当社に差し入れる保証金をいいます。
- 6 「新規注文」とは、新たに建玉を保有するための注文をいい、「決済注文」とは、新規注文に係る建玉を反対売買により決済するための注文をいいます。以下、新規注文と決済注文を併せて「注文」といいます。
- 7 「注文の受付」とは、お客様の注文が当社に到達し、当社がこれに伴う所定の処理を行うことをいい、「注文の約定」とは、当社が受け付けたお客様の注文が執行条件を満たし、当社がこれに伴う所定の処理を行うことにより、本取引が成立することをいいます。
- 8 「評価損益」とは、仮に建玉を決済した場合に発生するであろう損失（含み損）及び利益（含み益）をいいます。

第3条（自己責任の原則）

お客様は、本取引に関し、本約款、重要事項説明書及び当社ウェブサイト上の取引ルール

(本約款において、以下「本約款等」と総称します。)を熟読し、本取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、お客様ご自身の判断と責任において本取引を行うものとします。

第4条 (暗号資産F X取引口座の開設)

- 1 お客様は、当社が定める方法により、本取引を実施するための暗号資産F X取引口座の開設を申し込むものとします。
- 2 当社は、お客様が当社所定の口座開設基準を満たしており、かつ「暗号資産F X取引に関する確認書」を電磁的方法により差し入れている場合に限り、前項の申込みを受け付けるものとします。
- 3 当社は、第1項の申込みを受け付けなかった場合であっても、その理由及び結果をお客様に通知する義務を負いません。

第5条 (取引価格)

- 1 当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、暗号資産の取引価格の提示を停止する場合があります。
 - (1) 当社のカバー取引先の全てが暗号資産の取引価格を提示しなくなったとき。
 - (2) 当社のカバー取引先が提示する暗号資産の取引価格の全てが市場実勢を反映していないと当社が判断したとき。
 - (3) 前各号に定める事由のほか、市場における暗号資産取引量の低下等により、適正な取引価格生成ができないと当社が判断したとき。
- 2 前項の場合には、注文の受付及び執行の全部又は一部が停止される場合があります。当社は、これによってお客様に生じた損害につき一切責任を負いません。

第6条 (手数料)

お客様は、当社が指定する手数料を支払うものとします。手数料の詳細は、取引ルールに定めるとおりとします。

第7条 (注文の受付)

- 1 お客様は、当社に本取引に係る注文をするにあたり、あらかじめ、当社の定める方法により、注文に必要な金銭を当社に預託するものとします。
- 2 当社は、取引画面を操作する方法による注文のみを受け付けるものとします。
- 3 お客様の注文は、当社が当該注文を受け付けた時に、有効になるものとします。
- 4 当社は、急激な価格変動によるリスク等からお客様を保護する必要がある場合や、その

保有するリスク等に鑑み適切であると認めるとき（当社のカバー先におけるシステム障害等に起因する場合や暗号資産に関する状況変化等に起因する場合を含みますが、これらに限られません。）は、いつでも新規注文の受付停止、拒絶等の措置を講じることができるとします。なお、当社はこれらの措置を講じたことによって生じた損害につき一切責任を負いません。

第8条（注文の指示事項）

お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、取引画面において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。

- （1）注文する銘柄
- （2）売買の別
- （3）注文数量
- （4）価格（成行、指値又は逆指値）
- （5）前各号に定める事項のほか当社が定める事項

第9条（約定等）

- 1 注文にかかる本取引は、本約款等に従って成立します。
- 2 注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要し、また注文の約定価格はお客様の発注時点で提示されていた取引価格と差異が生ずる場合がありますが、当該事由について当社において通常の処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。
- 3 お客様がスリッページの許容額を設定した場合は、発注時点での価格と前項の取引価格の差異がスリッページの許容額の範囲内にある場合、又は当社が指定する場合にのみ本取引が成立するものとします。
- 4 お客様が注文した時点で当社が先に他のお客様からの注文を受注していた場合は、約定処理が、当該他のお客様からの注文に劣後する場合があります。
- 5 お客様は、本取引の成立前に限り、注文を取り消し、又は変更することができるものとします。

第10条（注文の執行）

当社は、次の各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、注文を受け付けず、又は受け付けた注文を執行しません。

- （1）（新規注文の場合）証拠金が不足している場合。
- （2）当該注文が本約款等に適合しておらず、又は違反している場合。

(3) 前各号に定める場合のほか当社が不適切であると認める場合。

第11条（決済の方法）

建玉の決済は、反対売買による差金決済によってのみ行うものとします。

第12条（取引の取消し）

当社は、お客様が、当社が指定する方法以外の方法により注文を行った場合、約定価格が市場実勢を反映していない場合その他明白な誤りや不正な手段等によって取引が成立したと判断した場合には、第14条に定める確認後であっても当該取引を取り消すことができるものとします。なお、当社は本条に従って取引を取り消したことによって生じた損害につき一切責任を負いません。

第13条（取引条件の変更）

当社は、天災地変、経済事情の激変、暗号資産に関する基本的事項の変更その他のやむを得ない事由がある場合には、本取引の条件（取引ルールを含みます。）を変更することができるものとします。なお、当社は本条に従って取引条件を変更したことによって生じた損害につき一切責任を負いません。

第14条（取引内容の確認等）

- 1 当社は、注文の受付後又は約定後、遅滞なく、本取引の内容を当社ウェブサイト又は取引画面に表示するものとします。
- 2 注文の受付後又は約定後48時間以内に、お客様が当社に異議を申し立てない場合には、前項の内容に異議がないものとみなします。
- 3 お客様が前項の異議を申し立てた場合には、当社は、本取引に関する記録を確認し、その結果をお客様に報告するものとします。

第15条（証拠金）

- 1 お客様は、本取引の新規注文をする前に、あらかじめ、当社所定の額以上の証拠金（以下「証拠金必要額」といいます。）を当社に預託するものとします。お客様が当社に預託した金銭の残高から取引所（レバレッジ）サービスの証拠金必要額を減算した額を証拠金預託額とします。
- 2 お客様は、証拠金預託額が証拠金必要額を超える場合に限り、その超過額を引き出すことができるものとします。

- 3 お客様が当社に預託する証拠金に利息は発生しません。
- 4 当社は、証拠金必要額を変更することができるものとし、証拠金必要額を変更したときは、未決済の建玉の証拠金にも変更後の証拠金必要額を適用することができるものとします。
- 5 前各項に定めるほか、証拠金の取扱いについては別途当社が定める取引ルールに従うものとします。

第16条（追加証拠金）

- 1 当社は、毎営業日（土日祝日を含みます。以下同じ。）建玉を保有しているお客様に対し午前6時30分時点の口座状況の確認を実施することとし、同時点における証拠金預託額が証拠金必要額に対する当社所定の基準を下回った場合、当該基準に不足する額の追加証拠金が発生するものとします。ただし、お客様が取引所（現物）サービスにおける買い注文を行っていた場合にあっては、当該注文を取り消した後、当該注文の取消し後のお客様の金銭の残高を基に、あらためて前項に基づく追加証拠金の判定が行われるものとします。なお、追加証拠金が発生した後、相場の変動等によりお客様の証拠金預託額が当社所定の基準まで回復した場合であっても、追加証拠金は解消しないものとします。
- 2 当該追加証拠金が発生した時点で、未約定の取引所（レバレッジ）サービス及び暗号資産FXにおける注文は失効するものとします。
- 3 お客様は第1項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金が発生した営業日午前3時まで、以下のいずれかの方法により解消しなければならないものとします。
 - （1）不足額に相当する日本円を入金する方法
 - （2）不足額が解消するよう建玉を決済する方法
 - （3）お客様が当社に預託する暗号資産を売却の上、当該売却代金を不足額に充当する方法
- 4 前項の日時まで追加証拠金の解消を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を強制決済することができるものとします。
- 5 お客様は、追加証拠金を解消するまでの間、取引所（レバレッジ）サービス及び暗号資産FXにおける新規注文、販売所及び取引所（現物）サービスにおける新規買い注文並びに日本円の出金及び暗号資産の送付はできないものとします。

第17条（ロスカット）

- 1 当社は、未決済の本取引について、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、次の方法により計算される証拠金維持率が、当社が定める基準を下回

った場合その他取引ルールに定める条件（以下「ロスカット条件」といいます。）が成就した場合には、ロスカットを執行することができるものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \frac{\text{証拠金預託額}}{\text{本取引にかかる証拠金必要額}}$$

- 2 ロスカットは、次の各号に定める方法で執行するものとします。
 - (1) 全ての約定前の注文を失効させること。
 - (2) 全ての建玉を強制決済（反対売買）すること。
- 3 ロスカット条件の成否については当社が一定の間隔で監視を行い、その成就を判断するものとします。
- 4 当社は、証拠金維持率が第1項の基準を下回った直後にロスカットが執行されること、及びロスカット条件の成就の基準となる価格でロスカットが執行されること等を保証するものではありません。お客様は、ロスカットの執行により証拠金の額を大幅に上回る損失が生じる場合があることを、あらかじめ了承するものとします。
- 5 お客様が証拠金の預託又は建玉の決済手続を行った場合において、当該手続が完了する前にロスカット条件が成就したことによりロスカットが執行されたとしても、当社は、これによって生じた損害につき一切の責任を負いません。

第18条（不足金）

お客様は、建玉の決済（ロスカットの執行を含みます。）により生じた損失の額その他の債務の額が証拠金預託額を超える場合には、直ちにその超過額を当社に支払うものとします。

第19条（取引ルール）

- 1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。
 - (1) 取引対象の銘柄
 - (2) 注文又は建玉の数量の制限
 - (3) 必要な証拠金の額の計算方法
 - (4) 追加証拠金
 - (5) ロスカットルール
 - (6) 取引日及び取引時間

(7) 手数料

(8) 前各号に定める事項のほか本取引に関する事項

2 当社は、いつでも前項の取引ルールを変更することができるものとします。

附則

2017年 5月31日 制定

2017年 8月 9日 改定

2018年 1月15日 改定

2018年 5月30日 改定

2018年 9月 5日 改定

2020年 5月 1日 改定

2020年 6月11日 改定

2020年 8月 5日 改定

2021年 4月21日 改定